

<新連載・覚書1>

「組合員のみなさんへ伝えたいこと」<覚書>

理事長 高見 優

1. はじめに

「働きやすい事務所を」という本部事務局職員らの切実な声に応じて、ポポロ美咲町ビル3Fの新事務所に移転しました。移転した新事務所に初めて入って来られた人全員が、必ず、「おーっ」という第一声をあげられます！

職員がみんなで探し当て、常務会・理事会で承認されました。スペースが広く機能的なので、事務作業や役員会のほか、組合員の活動にも便利だと思います。どうぞ、利活用してください。

思えば、当生協の創立前後から今日に至る経過は様々な紆余曲折があり、今も共有すべき事柄・貴重な教訓があるのではないかと。それを書き記しておくべき、と原稿の依頼がありました。確かに、当初思い描いた夢や計画のうち、実現できたものもあれば、依然として停滞したままの問題もあります。後者については、今後当生協の事業・活動を中心になって担っていく皆さんの力で解決し、発展させていただきようお願いします。

私（たち）ができること、そしてやらなければならないことは、そのための材料を示し問題や課題を共有することだろうと考えます。

2. 最初の事務所（中央区東堀通のビルの3階）

生協設立準備会は、私の職場（上記）に労協センター事業団新潟事業所とともに併設しました。準備会の会合はその都都市内の公民館などで行いました。設立総会を開催しようとしたところ、認可行政庁（新潟県）の事前相談（審査）が不十分ということで開催にストップかかりました。法令に沿って開催し法定文書を揃えて申請すれば設立されるものと思込んでいたのです。ところが行政申請はお伺いを立て（事前協議）、認可庁（役人）がすべてチェックしたうえで、その指示に従わなければ法令要件を満たしていても認可されないのです。（※）

結局一からやり直し、県担当者として事前協議し、日程調整して設立総会を開催し、設立申請書を提出しました。（2005年秋の総会開催は中止。翌2006年1月29日（日）に創立総会）

新潟県では、久しく生協法人の新規設立申請がなかったこともあり、県が厚労省に問い合わせしながら進められました。県内初の福祉生協ということもあり、「福祉・生きがい・仕事おこし」を定款の事業に加えることを強調しました。県担当者は、厚労省の模範定款に「福祉」はあるが「生きがい」「仕事おこし」の記載はないと難色を示しました。「生きがい」は模範定款の「文化の向上」にからめて加え、「仕事おこし」については前例がなくともささえあい生協の肝であるとして何とか認めてもらいました。（他の高齢協定款の事業に「仕事おこし」記載は皆無。）

（※）生協法人の設立は消費生活協同組合法によって行政庁（新潟県知事）の認可が必要（認可主義）。それに対して労働者協同組合法は行政庁の認可でなく、定款を正しく作成して法務局に法人登記すれば設立される（準拠主義）。かつては各国でも、株式会社ですら認可主義であったという歴史がある。（結社の自由も、国家・行政庁の許認可権の範囲）

3. 2/24は創立記念日（2006年）

前記のとおり創立総会が延期されたため、設立の遅れを取り戻すため申請手続作業を急ぎました。総会二日後の1月31日（火）に設立認可申請書ほか付属書類を揃えて県に提出し、3週間後の2月21日（火）に認可書が到達するやその3日後の24日（金）には登記申請書を出すことができました。（法人設立は登記された2月24日となります。）

創立記念日の（2022年）2月24日、ロシアがウクライナに侵攻しました。ロシアの国民は国の侵攻政策に賛成なのか、軍隊の軍人は上官の命令に従って他国民を殺傷することに同意しているのか？

私たちは、自分自身が自由に考えを持ち、意見を述べることができます。そのことは他人も同じであるから、時として考え方や意見が異なる場合があります。ささえあい生協は非営利法人である協同組合として、株式会社などの営利法人と異なる独自の運営（ガバナンスとマネジメント）を目指してきました（一人一票の原則や協同労働の理念など）。（民主主義のプロセスや社会的価値を高める）社会性と（職員の要求や事業継続のための利益確保などの）事業性の両立の難しさを経験しています。

今現在も未解決の課題が多数あります。同じ法人で働いているのに、無期・有期の雇用形態の違いがある、業種が異なると給与が違う、事業所ごとの経営状況により一時金額の格差がある、財務状況（設立状況・経過や借入金返済の有無・金額等）の違いをどうみるか、等々。また、地域組合員は当生協の事業・活動についてどのような位置にあるのか、出資して組合員であることの意義・意味や役割、参加したり協力できることは何か、などについても検討課題です。（つづく）

（ご感想・ご意見をお寄せください：編集部）